

49 消費・安全対策交付金

【2,468(2,048)百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①国産農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と病害虫の予防及びまん延防止、③食品トレーサビリティ普及促進、④地域における食育の推進を支援します。

<背景/課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進
- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

<主な内容>

1. 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

2,116(1,696)百万円

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) PED（豚流行性下痢）等の家畜の伝染性疾病やウメ輪紋ウイルス、キウイフルーツかいよう病菌等の病害虫の予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

（ 交付率：定額（10/10、9/10以内、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

2. 地域における食育の推進

352(352)百万円

日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成及び地域のネットワーク作り並びに地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場において農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。

（ 交付率：定額（1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|--------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局総務課 | (03-3591-4830) |
| 2の事業 | 消費・安全局消費者情報官 | (03-3502-5723) |